

ご依頼からお支払までの流れ

- 依頼** まずは貴事業所所在地のセンターに電話等でお気軽にご相談・ご依頼ください。
- 打合せ** ご依頼いただいた仕事の内容、見積り、お支払い条件等について打ち合わせさせていただきます。
- 人選** センターに登録された会員情報を基にご依頼いただいた仕事にふさわしい会員を選び、ご紹介いたします。
- 契約** 双方の合意内容に基づき、請負・委任または労働者派遣契約を締結します。
- 就業** 契約に基づき、会員が就業します。
- 完了確認** 作業終了時（継続的な就業では締め後）に履行確認書（報告書）の内容をご確認いただき、サインまたは捺印のうえ、センターに提出いただきます。
- 請求** センターから請求書をお送りします。
- 支払** 支払期限内にセンター指定の口座にお振込みください。

センターをご利用いただく主なメリット

- **必要な時に必要な量の仕事を頼むことができる**
短時間の仕事で就業の頻度も少ないとなかなか人は集まりません。センターは働くことを通じた生きがいや地域への貢献を主な目的としていますので、必要な時に必要な人数を働き手として確保できます。
- **人生経験豊かな会員の丁寧な仕事ぶりが期待できる**
センターには定年退職までの職業生活で培ったさまざまな技能、経験、知識を持った会員が多数登録しています。また、仕事の運び方や人への接し方が丁寧といった、高齢者ならではの好評価を多くいただいております。
- **技能講習会修了者の知識、技能を活用できる**
当連合会では2015年度から「高齢者活躍人材確保育成事業」を行っております。その中で施設清掃や福祉車両運転、小売販売などさまざまな技能講習会を開催しており、その修了者の知識、技能を活用することができます。
- **採用や人事管理の業務が効率化できる**
自社でアルバイトやパートを採用する場合と比べて、募集、面接等の業務が省略できます。また、就業が複数人の場合、賃金の支払いで個別に対応する必要がなく、センターからの一括請求に対応すれば済みます。
- **地域貢献につながる**
高齢者に仕事を依頼することは、地域の活性化という形の地域貢献につながり、地域社会の企業に対する評価が高まります。

千葉県のシルバー人材センター一覧

令和2年6月1日現在

No	センター名	住所	電話番号	派遣事業
1	公益社団法人 千葉市シルバー人材センター	千葉市中央区末広3-17-15	043-265-0070	○
2	公益社団法人 銚子市シルバー人材センター	銚子市新生町2-1-5	0479-20-7701	○
3	公益社団法人 市川市シルバー人材センター	市川市平田1-20-17	047-326-7000	○
4	公益財団法人 船橋市生きがい福祉事業団	船橋市本町2-7-8 船橋市福祉ビル2階	047-435-1255	○
5	一般社団法人 館山市シルバー人材センター	館山市船形297-71 若潮ホール内	0470-27-2799	○
6	公益社団法人 木更津市シルバー人材センター	木更津市潮見2-9 市民総合福祉会館2階	0438-25-2433	○
7	公益社団法人 松戸市シルバー人材センター	松戸市旭町1-174 松戸市シニア交流センター内	047-330-5005	○
8	公益社団法人 野田市シルバー人材センター	野田市鶴幸5-1 勤労青少年ホーム内	04-7125-2300	○
9	公益社団法人 茂原市シルバー人材センター	茂原市茂原168番地	0475-25-4140	○
10	公益社団法人 成田市シルバー人材センター	成田市久住中央1-12-3	0476-36-6161	○
11	公益社団法人 佐倉市シルバー人材センター	佐倉市鍋木町198-2 レインボープラザ佐倉2階	043-486-5482	○
12	公益社団法人 東金市シルバー人材センター	東金市道庭1193-80	0475-58-1888	○
13	公益社団法人 旭市シルバー人材センター	旭市ニ2599-1	0479-60-1150	○
14	公益社団法人 習志野市シルバー人材センター	習志野市屋敷4-6-6 東部保健福祉センター内	047-493-8011	○
15	公益社団法人 柏市シルバー人材センター	柏市柏下66-1 柏市保健勤労会館2階	04-7166-6681	○
16	一般社団法人 勝浦市シルバー人材センター	勝浦市沢倉515-2 勝浦市役所分館2階	0470-70-1313	○
17	公益社団法人 市原市シルバー人材センター	市原市姉崎883-1 市原市シルバーワークプラザ	0436-60-3551	○
18	公益社団法人 流山市シルバー人材センター	流山市東初石3-103-18	04-7155-3669	○
19	公益社団法人 八千代市シルバー人材センター	八千代市大和田新田312-5 福祉センター1階	047-484-4680	○
20	公益社団法人 我孫子市シルバー人材センター	我孫子市中峠2607番地	04-7188-2200	○
21	公益社団法人 鴨川市シルバー人材センター	鴨川市八色866番地 鴨川市福祉センター内	04-7093-0124	○
22	公益社団法人 鎌ヶ谷市シルバー人材センター	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1 鎌ヶ谷市役所庁舎敷地内	047-443-4145	○
23	公益社団法人 君津市シルバー人材センター	君津市糠田103番地	0439-32-2711	○
24	公益社団法人 浦安市シルバー人材センター	浦安市猫実2-12-7	047-355-4001	○
25	公益社団法人 四街道市シルバー人材センター	四街道市和良比181-37	043-497-5080	○
26	公益社団法人 袖ヶ浦市シルバー人材センター	袖ヶ浦市飯富1604番地 袖ヶ浦市社会福祉センター内	0438-63-6053	○
27	公益社団法人 八街市シルバー人材センター	八街市八街ほ560-5	043-442-3531	○
28	公益社団法人 印西市シルバー人材センター	印西市草深924番地 そらふけふれあいの里内	0476-45-0468	○
29	公益社団法人 白井市シルバー人材センター	白井市清戸765-2 白井市高齢者就労指導センター内	047-498-1717	○
30	公益社団法人 富里市シルバー人材センター	富里市七栄653-2 富里市福祉センター内	0476-90-1375	○
31	一般社団法人 南房総市シルバー人材センター	南房総市和田町松田828 和田地域福祉センター「やすらぎ」内	0470-47-5410	○
32	公益社団法人 匝瑳市シルバー人材センター	匝瑳市八日市場ハ793-34	0479-70-2030	○
33	公益社団法人 香取市シルバー人材センター	香取市佐原口2116-1	0478-54-7710	○
34	公益社団法人 山武市シルバー人材センター	山武市松尾町五反田3012 松尾IT保健福祉センター内	0479-86-6616	○
35	公益社団法人 酒々井町シルバー人材センター	印旛郡酒々井町酒々井167-5	043-496-4077	○
36	公益社団法人 多古町シルバー人材センター	香取郡多古町多古777-1	0479-76-6606	○
37	一般社団法人 大網白里市シルバー人材センター	大網白里市大網317番地	0475-73-6771	○
38	公益社団法人 横芝光町シルバー人材センター	山武郡横芝光町宮川11894番地	0479-80-3311	○
39	一般社団法人 栄町シルバー人材センター	印旛郡栄町龍角寺33番地	0476-95-6021	○
40	一般社団法人 東庄町シルバー人材センター	香取郡東庄町石出2692-15 オーシャンプラザ内	0478-86-4080	○
41	一宮町シルバー人材センター	長生郡一宮町一宮1865番地 一宮町社会福祉協議会内	0475-40-1729	○
42	睦沢町シルバー人材センター	長生郡睦沢町上市場921-1 むつざわ福祉交流センター内	0475-44-1777	○
43	長生村シルバー人材センター	長生郡長生村本郷5366-1 ニヶ台総合公園管理事務所内	0475-32-6400	○
44	白子町シルバー人材センター	長生郡白子町中里4825 白濁ふれあいセンター内	0475-30-3778	○
45	長柄町シルバー人材センター	長生郡長柄町桜谷712番地 長柄町福祉センター内	0475-30-7200	○
46	長南町シルバー人材センター	長生郡長南町長南2110番地 長南町社会福祉協議会内	0475-46-3391	○
47	一般社団法人 富津市シルバー人材センター	富津市岩瀬1057番地	080-9773-7167	○
48	一般社団法人 いすみ市シルバー人材センター	いすみ市岬町東中滝720-1 岬ふれあい会館内	0470-87-6224	○

(注)「派遣事業」欄の○印はシルバー派遣事業の実施事業所として届け出ているセンターです。

公益社団法人 千葉県シルバー人材センター連合会

〒260-0013 千葉市中央区中央3丁目9番16号 大樹生命千葉中央ビル4階

TEL:043-227-5112



企業の皆さまへ

さまざまな職場で 地域のシルバー人材センターが 活躍しています



公益社団法人 千葉県シルバー人材センター連合会

シルバー人材センターはこんな組織です

● 高齢者の生きがいに貢献

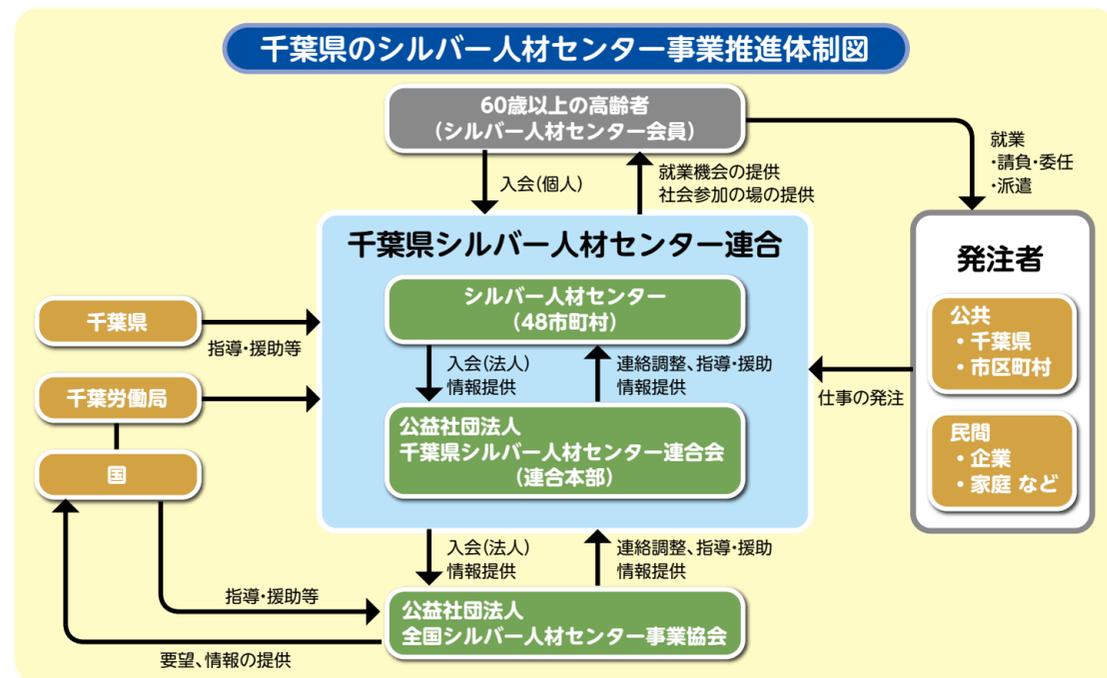
シルバー人材センター(以下「センター」)は、定年などで現役引退した高齢者に、そのライフスタイルに合わせた「臨時的・短期的またはその他の軽易な業務」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな活動を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、活力ある地域社会づくりに貢献する組織です。

● 法律に基づく公益法人

センターは昭和 61 年(1986 年)に施行された「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(以下「高齢法」)に基づき、原則として市町村ごとに設置されている公益法人です。「自主・自立、共働・共助」の理念に基づき、会員の総意と主体的な参画により運営されています。
センターの入会資格は、原則として 60 歳以上の健康で働く意欲のある人です。居住地のセンターに申込み、所定の年会費を払って入会します。

● 千葉県の状況

千葉県には 48 市町村にセンターがあり、当連合会を本部とする連合組織を形成して事業の推進に当たっています。平成 30 年度の契約金額は 116 億 8 千万円(全国第 7 位)、会員数は約 2 万 3 千人(同 8 位)となっています。



● 千葉県シルバー人材センター連合会とは

平成 8 年に高齢法が改正され、シルバー人材センター事業の拡充・発展のために都道府県単位に連合組織を置くことになりました。当連合会は千葉県知事の指定を受けて平成 8 年 10 月に千葉県シルバー連合の本部として発足、県内の各センターと連携しながらシルバー事業の効率的な運営と発展に取り組んでいます。

会員は企業でこんな仕事をしています

屋内外の清掃

事務所や工場、マンションやアパートなどの日常的な清掃を行っています。



除草・草刈り

企業や施設の敷地内の雑草を手取りや刈払い機で除草しています。



植木の剪定

経験豊富な会員が企業や施設の敷地内の植栽を剪定しています。剪定後の枝葉処分も可能です。



事務分野

書類や伝票の整理、一般事務、パソコン入力、賞状の筆耕(全文書き、名入れ)などを行っています。



介護分野

リネン交換、食事の配下膳、調理、洗濯、清掃など、介護職員の補助的な業務を行っています。



保育分野

時間外保育園児の受入れと見守り、調理補助、清掃など、保育士の補助的な業務を行っています。



小売業の販売支援

スーパーのカゴ・カート整理、品出し、惣菜加工をはじめ、さまざまな小売業の販売支援を行っています。



軽作業

製造工場の検査や仕上げ作業、配送センターのピッキング、梱包、仕分け作業など、各種の現場で軽作業を行っています。



農業分野

全国有数の農業産出額を誇る千葉県の農家の依頼で、播種・植付、収穫・出荷の農繁期を中心に会員が活躍しています。



運転・配送業務

介護施設、病院、保育所、学校、企業における顧客や生徒、社員の送迎業務に就いているほか、各種商品の配送を行っています。



各センターによってお引き受けできる仕事の内容は異なりますので、詳しくは最寄りのセンターにお尋ねください。

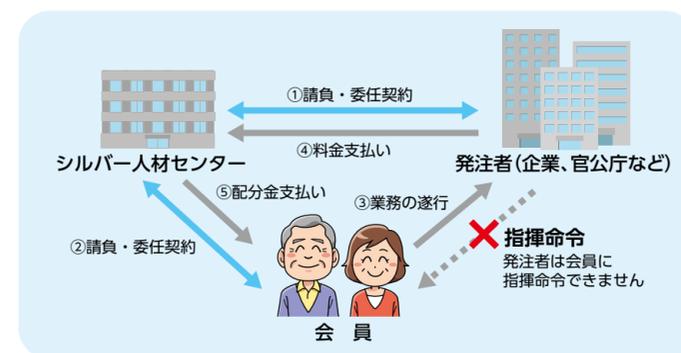
ご理解をいただきたいこと

- 高齢者の就業ですので、危険・有害・重労働の恐れがあるような仕事はお引き受けできません。
例：足場の不安定な高所での作業、フォークリフトなど重機の操作、有害物質を取り扱う仕事、重量物の移動や上げ下ろしを伴う仕事
- 1人の会員が就業できるのは「臨時的かつ短期的または軽易な業務」(月10日または週20時間未満)となりますので、長時間または長期間の仕事は複数会員によるローテーション就業となります。

働き方には請負・委任と派遣があります

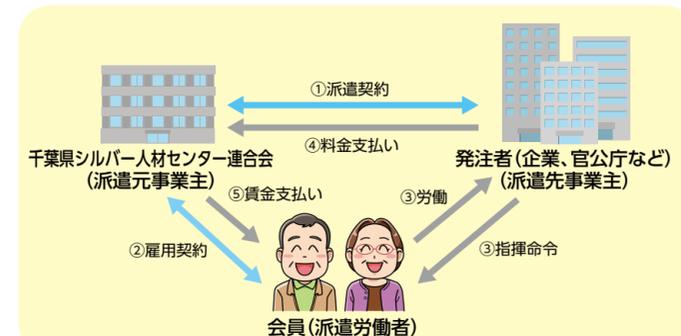
● 請負・委任

- ・シルバー事業の根幹をなすのが受託事業(請負や委任)で、センターが発注者から業務を受注し、その業務を会員に請負わせる(委任する)方法により行う形態です。
- ・センターは発注者と、請負では業務の完成を目的とした請負契約を、委任では事務の実施を目的とした委任契約を締結し、同様の契約を会員とも締結して業務を実施します。
- ・会員は請負った(または委任を受けた)仕事を自らの裁量で行いますので、発注者は会員に指揮命令できません。
- ・会員が仕事に就く場合、雇用ではないため労災保険は適用されませんが、センターが加入するシルバー保険が適用されます。
※シルバー保険は、会員が就業中または就業場所への行き帰りにケガをした場合に備えた団体傷害保険と会員が就業中に他人の身体、財物に損害を与えた場合に適用される賠償責任保険で構成されます。



● 派遣

- ・2004年の高齢法の改正により届け出のみで可能になった労働者派遣事業(シルバー派遣事業)による就業です。センターが発注者から業務を受注し、会員を発注者の事業所などに派遣する方法により業務を行う形態です。
- ・センターは発注者と労働者派遣契約を、会員と雇用契約を締結して会員を発注者の事業所などに派遣します。会員が発注者の指揮命令を受けて働くことが目的となりますので、発注者は会員に指揮命令できません。
- ・会員が就業中または就業場所への行き帰りにケガをした時は、連合会との雇用契約に基づき、労災保険が適用されます。
- ・派遣業務では法律の定めにより、港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関連業務には就けません。



※シルバー派遣事業についての詳細は当連合会発行の「シルバー派遣事業をご利用いただくお客様へ」と題するリーフレットをご覧ください。